

## 訪日ツアー向け宿泊助成事業 Q&A

質問	回答
交付要綱第3条関係	
Q1 「旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた旅行業者」に旅行業者代理業は含まれるか。	含みます。
Q2 海外の旅行業者は対象か。	日本国内に事業所等を有する場合は対象です。
交付要綱第5条関係	
Q1 訪日ツアー参加者数は外国籍の旅行者のみが算定対象か。	日本人も含むツアー参加者の全体数で算定してください。
Q2 バス・タクシー等の車両利用における、「県内周遊」の定義を教えてください。	別紙のとおりとします。 なお、県内の宿泊施設に3泊以上宿泊し、旅行の行程に「有料観光施設等」を1か所組み込んでいる場合は、2泊と同額（7万円）を助成します。
Q3 バス・タクシー会社は県内事業者である必要があるか。	ありません。事業所等の所在地は不問です。
交付要綱第7条関係	
Q1 4～5月に実施した訪日ツアーの交付請求はいつ行えばよいか。	5/27以降、速やか（2週間以内）に申請してください。